

# 中近世の地中海と大西洋世界における ユダヤ人共同体 ——比較マイノリティー論の可能性を含めて——

関 哲 行

## 一 問題の所在

社会史の在り方は多様であり、ドイツの社会史が西ヨーロッパ社会内部の比較に力点を置くとすれば、イギリスの社会史は「下からの歴史」と地域史に強い関心を示した。この両者以上に社会史研究に主導的役割を果たし、1960年代後半以降のヨーロッパ、1970年代以降のアメリカと日本の歴史研究に深い刻印を付しているのが、フランスの「アナール派」——厳格な意味での学派を構成するものではない——である<sup>1)</sup>。

スペインでは1950年代にビセンス・ビーベスが、初めて「アナール派」を紹介した。1960年代になるとブローデルに直接師事したバスケス・デ・プラダ、ルイス・マルティン、カスティージョ、バサス・フェルナンデスなどのスペイン人史家を介し、近世史を中心に「アナール派」の影響力が拡大していく<sup>2)</sup>。1960～70年代以降マルクス主義やアングロ・サクソン史学も受容され、歴史の技法が多様化していく傍ら、「アナール派」に刺激された社会史研究は、スペイン史学の重要な領域として定着した。スペインの伝統的な歴史学雑誌である『イスパニア』に掲載されたテーマ別論文数は、これを端的に示している。1950年代に7本であった社会史・労働史関係の論文は、1960年代に15本、1970年代に17本、1980～88年に18本と着実に伸長し、1980～88年には経済史、政治史に次ぐ第三のジャンルへと成長した。1980年代には心性史に関する論文3本が同誌に掲載され、また「アナール派」の影響下に中近世民衆の日常生活や、女性史への関心も高まりつつある<sup>3)</sup>。デュビーの提案を受けて1984年にマドリードで開催された中世女性史に関する国際研究集会は、その一例である。日常生活と女性史への関心は、拙稿の対象であるユダヤ人研究も例外ではなく、1980年代以降幾つかの研究が発表されている<sup>4)</sup>。「アナール派」はスペイン中近世史研究にも、大きな影響を及ぼしているのである。

拙稿では、二宮宏之氏や福井憲彦氏、キャロル・フィンク、シーダ・スコチポル、ピ

ーター・バークなどの優れた先行研究に依拠しつつ、「アナル派」の歴史論を批判的に概観することから始めたい。その上で、スペイン社会史研究の主要テーマの一つであるユダヤ人問題、特にセファルディームと称された地中海系ユダヤ人共同体の基本構造を中心に、比較マイノリティー論の視点から、中近世の地中海世界、オランダ、中南米のユダヤ人共同体を取り上げ、若干の問題提起を行うこととする。

## 二 「アナル派」の歴史論

1929年にマルク・ブロックとリュシアン・フェーブルによって創刊された『アナル』は、政治史を中心とした伝統的歴史叙述を拒絶し、社会学、人類学、地理学、心理学も組み込んだ「全体史」を模索した。その分析単位とされたのが、「文明」と「世代」に他ならなかった。ブロックにとってわけても重要なのは、「一社会の総体的な物質的・心理的・構造的な構成要素を意味し」た「文明」であり、その解明のためには「問題指向型」の歴史分析と歴史的・文化的・地理的環境に関する全般的理解が不可欠とされた。<sup>5)</sup> かくして経済構造、都市化の程度、行政機構、軍事制度、法制度、技術水準、家族をはじめとする社会的結合、宗教や民族的伝統、思考様式、自然への態度といった集合心性、言語など「封建文明」に関わる様々な要因が多面的に分析された。その一方で、独善的歴史解釈を回避する手段として比較史的手法を駆使し、これらの地域間格差及び共通点を析出して、「封建文明」の特質と構造解明を進めた。ここにみるようにブロックは社会の多元的構成を何よりも重視するのであり、過度に抽象的で単一の構成原理に帰着する決定論などのグランド・セオリーを拒否したのである<sup>6)</sup>。

「アナル第一世代」の歴史論は、歴史学の対象と方法論にもとうぜん波及せざるを得ない。「調査研究されている問題こそが利用すべき資料の種類を決定する」としたブロックは、史料類型と時間的枠組みを大幅に拡大し、伝統的記述史料に加えて地理的資料、文学資料、図像や民俗資料、航空写真などの様々な資料を歴史研究に動員する。同時に医学、心理学、人類学、社会学、地理学、考古学、言語学等の知見を活用して、あるいは比較史的視点を導入しつつ歴史事象の解明に努め、史料批判とテキストの「読み」の重要性を強調したのであった<sup>7)</sup>。それは伝統的歴史学のいう客観的歴史的事実を、拒否する姿勢にも通底するものである。歴史学の対象と方法論を柔軟化し、比較史的視点も加味しながら、変化と持続性の二つの相貌をもつ歴史事象に多様な角度から切り込んでいこうとの方向が、鮮明に打ち出されたのである。

1950～60年代末までの「アナル第二世代」を代表するのは、ブローデルとマンデルーであった。ブローデルは伝統的歴史学の枠組みを越えた地中海世界の全体的把握を目指し、長期的持続（自然）、中期的持続（社会経済）、短期的持続（出来事）の三層構造

論を展開した。彼はまた数量的分析による「系の歴史学」にも多大な関心を示した<sup>9)</sup>。構造主義的な歴史把握としての三層構造論の中で、ブローデルが特に重視したのが長期的持続であり、エコ・システムや「深層の歴史」としての日常生活を歴史理解の基本に据えた意味は大きい。「全体史」の必然的帰結としてブローデルは、社会諸科学との協働にも関心をもち、「歴史学による研究対象や技法の転換や拡大」に大きく寄与したのであった。これに対しマンドルーは民衆蜂起、『民衆本の世界』から民衆心性の研究へと向かい、歴史研究の新たな領域を開拓した<sup>9)</sup>。

1960年代末～70年代にかけて、ルゴフ、デュビー、ル・ロワ・ラデュリーといった「アナール第三世代」が台頭する。彼らの下で「言語学、人口動態研究、定量化を用いながら物質的・社会的生活の詳細な分析を行う方向と、人類学、民衆文化研究、心性研究を用いながら民衆意識の探求を行う方向」が顕在化し<sup>10)</sup>、マイノリティーや女性史を含めて歴史研究の対象が更に拡大した。ブロックの『奇蹟を行う王』とマンドルーの民衆文化論をそれぞれ正負の研究の出発点としたギンズブルグも<sup>11)</sup>、「アナール第三世代」の周縁に位置づけることができる。

1980年代以降シャルティエやコルバンをはじめとする「アナール第四世代」が登場し、歴史研究の対象、方法、認識論が大きく転換する。ジェンダーはもとより身体と心性、感性、儀礼と象徴、慣習行動、ソシアビリティ(社会的結合)、読書など伝統的歴史学が無視ないし軽視してきた多様な側面に光があてられ、研究対象は飛躍的に拡大された<sup>12)</sup>。方法論の面でも伝統的歴史学という客観的歴史的事実が俎上に上り、新しい哲学、社会学、解釈学理論に触発されながらテキストの「読み」と読者による受容という歴史学の根幹に関わる重大な問題が提起された。「アナール派」のこうした「文化史」、「読み」、日常性への傾斜は<sup>13)</sup>、1970年代以降の価値観の多様化や「近代」への懐疑を背景とした伝統的歴史パラダイム(近代化論や決定論的モデル)の動揺と無縁ではあるまい。

以上述べた「アナール派」の歴史家たちの中で、マイノリティー研究に大きな影響を与えたのはギンズブルグとル・ロワ・ラデュリーであろう。ギンズブルグは『『系の歴史学』に対し『読解の歴史学』を対置し』、微視的世界の「濃密な記述」すなわちマイクロストリアによって、『『数と無名性』のうちに押し込め』られてきた民衆文化を捉えようとした<sup>14)</sup>。『チーズとうじ虫』においてギンズブルグは、異端審問記録を素材に物語的叙述様式を使って、一六世紀末のフリウリ地方の異端者メノッキオの心性を見事に描き出すのである。ギンズブルグがメノッキオのような異端者マイノリティーに共感を示したのは、彼がブロックと同様にユダヤ系であったことと無関係ではない<sup>15)</sup>。ル・ロワ・ラデュリーも異端審問記録を利用して、異端者(カタリ派)の居住する一三世紀末～一四世紀初頭のピレネー山麓の寒村モンタイユを、権力、社会的結合、女性、日常生活など様々な角度から分析しモンタイユというマイクロコスモスの「全体史」を提示した<sup>16)</sup>。しかしこれらには、ブロックが重視した比較史的視点が極めて稀薄である。同じことは1980年

代以降の「アナール派」にも、あてはまる。

ピーター・バークによれば、「アナール派」に代表される社会史（ニュー・ヒストリー）は「全体史」と構造分析、「下からの歴史」や集团的運動への関心、方法論的には史料類型の拡大と史料の多義的解釈によって特色づけられるのであり、人間行動全般を対象とすることから学際的研究たらざるをえないのである<sup>17)</sup>。関心や方法論の多様化に対応して、ニュー・ヒストリーは定義、史料、方法、解釈の問題を抱え込むことになる。「民衆文化」や「下からの歴史」、日常性の定義が曖昧なばかりか、オーラル・ヒストリーや図像資料、異端審問記録などの利用は厄介な問題を提起する。歴史解釈についても伝統的合意が崩壊し、妥当な解釈と方法を巡って論争が頻発しているのである<sup>18)</sup>。

1970年代以降「アナール派」は、心性史の稀薄なブローデル批判を強め、問題関心と対象領域を加速度的に多様化させつつある<sup>19)</sup>。多様化に伴う分節化と細分化が、「全体史」と実り豊かな歴史研究に必要な方法であるにしても、「戦略」のない行き過ぎた分節化と細分化は、かつてブロックが伝統的歴史パラダイムを克服する技法として案出した「全体史」や比較史を等閑にする危険性を内包している。それは「問題指向型」の歴史分析の放棄をも意味する。歴史学はこのアポリアを脱し、政治史、経済史、法制史と連動した新たな「全体史」を構築することが可能であろうか。いままさに歴史学は、この問題に直面していると私は思う。「問題指向型」の新たな「全体史」を構築するには、それぞれの事象の歴史的ベクトル（通時的・共時的布置）を再確認する作業が大前提であり、その際比較史は有効な手段となるはずである。ブロックへの回帰と比較史の復権である。もちろん比較史とはいっても、膨大な研究蓄積のある現在、テーマを限定した幾つかの地域の定点観測にならざるをえない。比較史のもつこうした限界と有効性を念頭に置きながら、中世スペイン、ポルトガルにおけるユダヤ人共同体構造の特質に関説し、近世（一六～一七世紀）の地中海、大西洋岸のユダヤ人共同体のそれと比較しつつ、それらの歴史的関係を素描したい。

### 三 中近世の地中海、大西洋岸諸都市におけるユダヤ人共同体

#### (a) 1492年までのスペイン・ユダヤ人略史

セファルディーム sephardim（ヘブライ語でスペイン人を意味する）は、イベリア半島を中心に地中海全域に定着した主要ユダヤ人をさす。スペインのセファルディームの起源は、ディアスポラの行われた紀元一世紀にスペインの地中海岸に定住したユダヤ人に求められる。一世紀以降ユダヤ人人口は着実に増加し、四世紀には多くの都市にユダヤ人共同体が組織された。西ゴート末期の七世紀に入るとユダヤ人迫害が激化したものの、イスラムの侵入により迫害から解放された。後ウマイヤ朝時代のユダヤ人は経済的

にも文化的にも「黄金時代」を迎えるが、一一世紀末～一二世紀後半にムラービト朝やムワッヒド朝の迫害を受けて、ユダヤ人の多くはキリスト教スペイン諸国に移住した<sup>20)</sup>。レコンキスタ運動の進展に伴い、多くのユダヤ人が旧アンダルス都市に再入植し、トレド、コルドバ、セビーリャなどに大規模なユダヤ人共同体を組織した。一三世紀後半～一四世紀前半スペインのユダヤ人人口は約20万、全人口の3.5パーセントに達し、ヨーロッパ最大のユダヤ人居住地域であった<sup>21)</sup>。

封建制の危機の深刻化した一四世紀後半、民衆を主体とした反ユダヤ運動がスペイン全土を覆い、キリスト教徒とユダヤ人の「相対的共存」の時代に終止符が打たれた。セビーリャに端を発した1391年のポグロムはその典型であり、セビーリャ、コルドバ、トレド、バルセロナ、ブルゴス、バレンシアといった有力都市のユダヤ人共同体が大打撃を受けた。以後ユダヤ人共同体の中心は、地方の中小都市に移ると共に、多くのユダヤ人が改宗してコンベルソ converso (改宗ユダヤ人) 問題を生み出した<sup>22)</sup>。

一五世紀後半になるとユダヤ人以上にコンベルソが、大きな問題として浮上する。カトリック両王は、1480年ユダヤ人とコンベルソの関係を絶ち、後者の信仰を確保すべくユダヤ人街のゲットー化を命じた。翌1481年にはセビーリャに最初の異端審問所を設立し、1483年にはアンダルシア地方からユダヤ人を追放した。その上で1492年3月カトリック両王は、コンベルソ問題の最終的解決とスペインの政治・社会的統合を目的に、追放か改宗の二者択一を迫ったユダヤ人追放令を発し、ここに1500年近くにわたったスペイン・ユダヤ人史は終焉したのである<sup>23)</sup>。

スペインを追われた10万前後のユダヤ人は、ポルトガルやイタリアの諸都市、フェズやイスタンブルなどのイスラム諸都市に逃れた。しかしスペイン系ユダヤ人の多くが避難したポルトガルでも、1497年にユダヤ人追放令が出され、また1536年には異端審問所も開設されて、ユダヤ人や信仰を護持したコンベルソ——新キリスト教徒 cristão novo、マラーノ marrano、フダイサンテ judaizante ともいう——の一部は、西ヨーロッパや地中海諸都市への脱出を余儀なくされた<sup>24)</sup>。一七世紀初頭アムステルダムが近代世界システムの結節点となると共に、アムステルダムにポルトガル系ユダヤ人を核として西ヨーロッパ最大のセファルディーム共同体が構築された。三十年戦争でスペインやポルトガルと戦ったオランダは、1630～50年代にブラジル北東部を占領し、レシフェにセファルディームを入植させた。一七世紀前半セファルディーム共同体は、イタリアやイスラム諸都市のみならずアムステルダム、レシフェなどの大西洋岸都市にも拡散し、セビーリャやリスボンのコンベルソ商人も巻き込んで、地中海と大西洋にまたがる国際的ネットワークを構築したのであった<sup>25)</sup>。

## (b) 中世スペインのユダヤ人共同体

中世カスティーリャのユダヤ人は王権の保護下に置かれた国王隷属民を構成し、国王

課税の支払いを条件に多くの場合王権より自治権を認められて、ユダヤ法とタッカノート taqqanot (ユダヤ人共同体条例) に基づく自治的住民団体アルハマ aljama, kahal を組織した。自治権を背景にアルハマ行政を担ったのがアルハマ当局 (ユダヤ人共同体評議会 mahamad, ma'amad) であり、ユダヤ人共同体の宗教・政治・経済・社会・文化的諸制度維持のため、裁判権や課税権をはじめとする広範な権限を行使した。アルハマ当局は王権や都市共同体といった外部権力に対してユダヤ人共同体を代表したばかりか、共同体の秩序や生活規範の維持、共同体生活の中心となるシナゴグや墓地、学校の維持・管理、貧民・孤児の救済などの慈善活動などにも携わった<sup>26)</sup>。

アルハマ当局の中核を成したのが、有力ユダヤ人の中から選出された複数のアデランタード adelantado (ムカデミン muqaddemin) とフェス juez (ダイヤニム dayyanim)、書記であり、その下に下級アルハマ役人として課税割り当て官、アルベディ (徴税・治安維持官)、アルハマ財産管理官、アルガシル (捕吏)、ベードール (ギルド管理官・度量衡監督官)、シナゴグ役人、触れ役、屠殺役人などが置かれた。ユダヤ人相互の訴訟事件を扱ったアルハマ裁判所は、週三日シナゴグの近くで開催された。アルハマ裁判所を担ったアデランタードとフェスは、原告と被告を裁判所に召喚し「ラビとその都市の住民の中で (ユダヤ教の) 律法と法に習熟している最も名誉ある者、都市の有力住民三名 (の意見) に従って」<sup>27)</sup> 判決を下した。その判決に不服な者は近隣の有力都市のラビのもとに控訴でき、最終的には国王裁判所への上告の道も開かれていた。カステーリャ王国では、一三世紀後半以降王室財務長官や国王侍医を兼ねユダヤ法にも精通した有力ユダヤ人であるラビ・マヨール rabí mayor が置かれており、国王はこのユダヤ人側近 (ラビ・マヨール) の意見を聴しつつ判決を下すか、彼に裁決を委ねたのであった<sup>28)</sup>。

アルハマ役人ではなかったもののラビも、ユダヤ人共同体の秩序維持や社会的規律化の上で大きな役割を果たし、事実上アルハマ当局の一翼を担った。一般に有力ユダヤ人に出出し、高等教育機関 (イエシバ) でユダヤ法を学んだユダヤ法学者でもあったラビは、アデランタードやフェスの判決に影響力を行使したばかりか、ユダヤ人の生活全般にわたる指導・監督権をもち、重罪事犯——同胞ユダヤ人をキリスト教徒の裁判所に提訴した者など——に対しては破門を宣告することができた。破門されたユダヤ人は、他のユダヤ人との社会・経済関係を絶たれ、シナゴグでの礼拝とユダヤ人墓地への埋葬を拒否された<sup>29)</sup>。

アルハマ当局は裁判権と共に、課税・徴税権も行使した。王権や都市共同体への人頭税と臨時課税、流通税の支払いに加え、共同体機能の維持その他のための財源を必要としたからである。アルハマ役人やラビ、教師、公衆衛生を担った医者への俸給の支払い、シナゴグや学校、オスピタル (施療院)、墓地の維持・管理費用、貧民や孤児のための慈善費用などが、それである。財源の一部は寄進や公債、裁判収入、共有地からの地代収入により賄われたが、多くは動産・不動産への6パーセントの直接税、流通税などの

間接税、臨時課税によって支えられた。1432年のバリャドリートのタッカノートによれば、肉、ワイン、穀物に一定額の取り引き税が課せられたし、結婚式や割礼時にも課税されたのであった<sup>30)</sup>。

貧民、寡婦、孤児を除き、原則としてすべてのユダヤ人が課税対象となった。課税に先立ち、徴税委員会による財産調査もしくは自己申告が行われて課税台帳が作成され、それを基礎に課税割り当て官による税額の決定とアルベディによる徴税がなされた。だが有力ユダヤ人の一部は王権より免税特権を付与されており、また有力ユダヤ人による課税割り当て官への圧力行使も頻繁に見られたのであって、小商人や手工業者から成るユダヤ人民衆の税負担が最も重かった<sup>31)</sup>。

このように中世スペインのユダヤ人共同体では、ラビ・マヨールはもとより、アルハマ当局を担ったアデランタード、フェス、それに大きな影響力を行使したラビは有力ユダヤ人の手にほぼ独占されており、徴税請負、大規模金融業、遠隔地商業、知的専門職に従事した有力ユダヤ人による寡頭支配が貫徹していた。そればかりではない。1432年には、王国全土のアルハマ代表（有力ユダヤ人）とラビがラビ・マヨールの司宰下にコルテス（身分制議会）と類似の全国ユダヤ人会議を開催しているのであって、有力ユダヤ人による寡頭支配はラビ・マヨールへの一層の権力集中を伴いつつ、全国規模で実現したのであった<sup>32)</sup>。

### (c) 中世ポルトガルのユダヤ人共同体

1492年以前の中世ポルトガルのユダヤ人人口は約3万人で、リスボン、エヴォーラ、サンタレンに大規模なユダヤ人共同体が形成された。カトリック両王のユダヤ人追放により、ポルトガルのユダヤ人共同体は更に膨脹した。ポルトガルのユダヤ人も国王隷属民であり、王権の保護下に自治的住民団体アルハマを組織した。自治的住民団体を代表するアルハマ当局（ユダヤ人共同体評議会）は、共同体の存続と秩序維持を主たる仕事とし、裁判権、課税権、共同体財産管理権を有した<sup>33)</sup>。

アルハマ当局を構成したのは、フェス、評議員（ヴェレアドール）、ラビ、プロクラドール（ユダヤ人代表）、書記であり、これらはいずれも金融業、徴税請負、大規模商業、知的専門職などに従事した有力ユダヤ人家門の中から選出された。一三世紀後半にレコンキスタ運動が終了し、スペイン以上に集権化の進んでいたポルトガルでは、ラビ・マヨールないしコレヒドール（国王代官）が、選出されたラビの承認権をもち、評議員とプロクラドールの一部も国王の任命であった。しかもアルハマ選出の評議員とプロクラドールが一年任期であったのに対し、国王任命のそれは数年あるいは終身任期であった<sup>34)</sup>。ユダヤ人裁判所はフェス、ラビ、評議員によって組織され、シナゴグで開催された。重罪事件と国王の金融業者であった有力ユダヤ人事件を除く、ユダヤ人相互の訴訟事件の全てがここで扱われ、ユダヤ法に従ってフェスにより判決が下された。この判決

に不服な者はラビ・マヨール、次いで国王裁判所に提訴することができた。ラビ・マヨールはネグロ家などの特定の有力ユダヤ人の中から国王により任命され、国王財務官や医者兼ねた。ラビ・マヨールは尚書局を有し、中級裁判権を行使したのみならず、国王課税の討議を主要議題とした全国ユダヤ人会議を招集することができた。共同体間の係争事件の解決にあたったのも、ラビ・マヨールである。他方アルハマの下級役人としては、アルハマ財産管理官、治安維持官、牢役人、触れ役、屠殺役人などがいた<sup>35)</sup>。

アルハマ当局は、王権や都市共同体への課税支払いや共同体機能維持のための財源を必要とした。しかし有力ユダヤ人は免税特権を含めた様々な特権を享受しており、共同体課税を主として担ったのは小商人・手工業者を中心とするユダヤ人民衆であった。一四世紀末まで人頭税は年齢と性別により異なり、七〜一四才の男子は5ソリドゥス、一五才以上の成人男子は20ソリドゥス、女性はその半額であった。穀物、肉、ワイン、魚についても一定額の取り引き税が課せられたし、ユダヤ人手工業者の賃金も課税対象となった。都市への居住認知税、ユダヤ人所有地の収穫物の八分の一を原則とした初穂税、橋、街路、城壁の維持・建設費用の一部負担、教育や屠殺への課税に加え、毎年30万リブラの臨時課税と国王歓待義務免除金を課せられた<sup>36)</sup>。これらの課税収入の一部と共同体財産からの地代収入、裁判収入により、アルハマ役人、ラビ、共同体に雇用された医者の俸給、シナゴグ、学校、墓地、公衆浴場の維持・管理費用が賄われたものと思われる。リスボン、エヴォーラの有力アルハマは、病人や貧民のためのオスピタルも経営しており、これにも収入の一部が支出された<sup>37)</sup>。

ポルトガルのユダヤ人共同体ではラビが名実共にアルハマ当局の一翼を成し、王権の任命したアルハマ当局者が存在した。一五世紀になるとスペインとは逆にラビ・マヨール権力が弱体化するとはいえず<sup>38)</sup>、一般にポルトガルのラビ・マヨールの権力はスペインのそれ以上に強かった。ユダヤ人課税についても、スペインに比しより具体的な像が得られる。

#### (d) 近世フェズのユダヤ人共同体

スペインとポルトガルは、一五世紀末〜一六世紀前半にユダヤ人追放令を出し、異端審問所を設立した。多くのイベリア系ユダヤ人(メゴラシム Megorashim)、ユダヤ教への再改宗を目的としたコンベルソがフェズに移住し、先住ユダヤ人(トシャヴィム To-shavim)を凌駕するユダヤ人共同体を構築した。1545年当時のフェズには、メゴラシムを中心に約1万人のユダヤ人が定住したといわれる<sup>39)</sup>。

ジンミー(庇護民)とされたフェズのユダヤ人は、人頭税の支払いを条件に、信仰の自由と財産権を保障され、自治的住民団体を組織した。自治的住民団体の中枢機関となったのは、一般にナギド nagid の家で開催されたユダヤ人共同体評議会(マアマド)であり、ユダヤ法とタッカノートに基づいて共同体自治を担った<sup>40)</sup>。共同体評議会は、ナギ



ド、ダイヤニム、書記などの上級共同体役人とラビから構成され、ユダヤ人共同体成員への裁判権、課税権、警察権を行使した。共同体評議會を代表、司宰した最上級役人のナギドは、有力ユダヤ人の中からイスラム権力により任命され、ラビの助言を得ながら共同体評議會を運営し、その決定やユダヤ人裁判所の判決執行を指揮した。ダイヤニムも学識ある有力ユダヤ人より選出され、三～五名のダイヤニムがユダヤ人裁判所で判決を下した。共同体の任命で様々な文書作成に携わった書記も、多くは有力ユダヤ人の出身であった。共同体の重要官職は、他のイスラム世界やヨーロッパとの国際商業・金融業に従事した有力ユダヤ人、多くが有力ユダヤ人に出資するラビなどの知識人の手に独占されていたのである<sup>41)</sup>。これらの上級役人の下に、シナゴグ役人、割礼役人、屠殺役人、食肉監督官をはじめとする世襲の下級役人が置かれた。共同体評議會はこの下級役人を介して共同体に不可欠のシナゴグ、墓地、公衆浴場、屠殺場、共同のパン焼き釜を維持・管理し、貧民救済や公衆衛生、初等教育、度量衡の維持にも意を用いたのであった。そのための財源は、免税特権をもつ有力ユダヤ人、ラビ、書記、孤児、寡婦を除く、ユダヤ人民衆への課税と借款などにより調達したが、有力ユダヤ人による免税特権保持は、民衆の不満を醸成した<sup>42)</sup>。

有力ユダヤ人とユダヤ人民衆との確執に加え、一六世紀のフェズのユダヤ人共同体では、メゴラシムとトシャヴィムとの対立が表面化した。言語、習慣、宗教儀礼を異にするメゴラシムとトシャヴィムは、固有のシナゴグ、裁判所、墓地、学校、屠殺場を保持し、1526～31年には家畜屠殺方法を巡って激しく衝突した。この事件以降成員数の点でも、政治・経済・文化的にもメゴラシムの優位が確定し、メゴラシムの有力ユダヤ人が共同体評議會をほぼ掌握した。トシャヴィムの同化が開始され、スペイン起源のタッカノートが、ユダヤ人共同体の基本法として定着することになる。しかしながらフェズには、イベリア半島のラビ・マヨール制は遂に導入されることはなかった<sup>43)</sup>。

#### (e) 近世イスタンブルのユダヤ人共同体

地中海の覇権を巡ってスペインと衝突したオスマン・トルコのスルタンは、イベリア半島を追放されたセファルディームの経済力、技術力、情報ネットワークを高く評価し、彼らを積極的に誘致した。オスマン・トルコの経済的繁栄や宗教的寛容政策も、一五世紀末～一六世紀に多くのセファルディームが流入する原因となった。近世のイスタンブルは、1535年当時8070世帯を有するイスラム世界最大のユダヤ人居住都市となり、イベリア半島を追われたセファルディームとコンベルソを中心に、ギリシア系の先住ユダヤ人、ドイツ・東欧系のアシュケナジームなど、言語、習慣、宗教儀礼、ユダヤ法の解釈を異にする多様なユダヤ人が定住した。この多様性がセファルディームと他のユダヤ人、特にギリシア系先住ユダヤ人との軋轢を生み、多数の自立したユダヤ人共同体形成の背景ともなった。しかし一六世紀後半～一七世紀初頭にはセファルディームの数的、政治・

経済・文化的優位が確立し、ギリシア系先住ユダヤ人はセファルディームにほぼ同化された<sup>44)</sup>。

ユダヤ人はスルタンのジンミーとして人頭税を課せられ、武器の携帯や奴隷所有を禁じられる一方で、信仰と移動の自由、自治権を保証され、自治的住民団体を組織した。自治的住民団体としてのユダヤ人共同体は、イベリア半島のそれをモデルに再建され、経済力と知識に秀でた有力ユダヤ人とラビが、共同体自治の中枢機関であるユダヤ人共同体評議会を構成した。タッカノートとアスカモト ascamot, askamot(共同体条例実施規約)に基づいて、ユダヤ人共同体を統治したのは、イスラム権力の保護下に金融業やヨーロッパとの国際商業に従事した有力ユダヤ人とラビから成る共同体評議会であった<sup>45)</sup>。共同体評議会は裁判権や課税権を行使し、共同体に不可欠のシナゴグ、学校をはじめとする公共施設を下級役人を介して維持・管理した。そのための財源は、共同体成員への財産税、食料品への間接税などによって賄われた。しかしイスタンブルにあって、スルタン権力に対する全ユダヤ人共同体の代表制度(ラビ・マヨール制)は定着することがなかった<sup>46)</sup>。

#### (f) 近世アムステルダムのユダヤ人共同体

アムステルダムのユダヤ人共同体の成立は、1580～90年代以降のオランダの軍事・経済的優位と深く結びついている。アムステルダムが大西洋、アジア貿易の中心地となると共に、アントワープやイベリア半島その他のポルトガル系セファルディームあるいはコンベルソが蝟集し、一七世紀にはハウトグラハト街やブレードストラート街を中心に西ヨーロッパ最大のセファルディーム共同体が組織された<sup>47)</sup>。アムステルダムに定住した有力セファルディームは、イベリア半島在住のコンベルソとの親族関係、諸言語への精通、広範なユダヤ人ネットワークを背景に、地中海、大西洋、アジア貿易を展開し、オランダ東インド会社と西インド会社にも多額の資本を投下した。国際商業に加えアムステルダムの有力セファルディームは、タバコ工場、精糖工場、ダイヤモンド研磨工場、印刷所を経営し、別個の共同体を形づくったアシュケナジームを含む多くのユダヤ人民衆を雇用した。有力セファルディームのこうした経済活動とアムステルダム都市当局による信仰の自由の保証、セファルディーム共同体の法的認知が、一七世紀後半のスペインとの関係改善、イベリア半島からオランダへの移民と資本移転、カリブ海のサトウキビ・プランテーションの発展と相俟って共同体の拡大を促し、1620年に1000人規模であったそれは、1672年には2500～3000人の共同体へと急成長を遂げた<sup>48)</sup>。

ベス・ヤコブ会衆など三つの会衆に分裂していたアムステルダムのセファルディーム共同体は、1639年統一した社会・教育政策、食肉の供給確保の必要から統合され、二四ヶ条から成る共同体憲章が制定された。セファルディーム共同体の自治機関(ユダヤ人共同体評議会)は、七名の有力ユダヤ人から構成され、その中には財務官とユダヤ法に

精通した有力ユダヤ人一名が含まれねばならなかった。これら七名は有力ユダヤ人の互選であり、有力ユダヤ人による寡頭支配が、ここでも確認されるのである。共同体評議會は共同体成員への課税権と裁判権をもち、救貧活動を行い、外部権力に対して共同体を代表した。アムステルダムの市参事会をモデルにラビの監督権を行使——従ってラビ・マヨール制は問題とならない——したばかりか、学校管理職の任命権、ユダヤ法違反者の破門権、検閲権など共同体生活全般に亘る広範な権限を有した。共同体評議會は、シナゴグ、学校、墓地の維持・管理にも携わった<sup>49)</sup>。

### (g) 近世レシフェのユダヤ人共同体

ポルトガル領ブラジル植民地の中で最も早く開発されたのは、北東部のバイア州とレシフェを首都とするペルナンブコ州であった。ブラジル北東部が一七世紀初頭に世界最大の砂糖生産地となると共に、ブラジル在住のコンベルソは大西洋砂糖貿易に中心的役割を果たした。スペイン語とポルトガル語に堪能で、ブラジル植民地の事情に精通したコンベルソが、親族関係やセファルディームの商業ネットワークを利用しつつ、アムステルダムをはじめとする西ヨーロッパ諸都市向けの砂糖輸出の主体となったのは、当然の成り行きであった。1621年スペインとオランダの停戦協定が破棄され、スペインが通商禁止措置を発動すると、ポルトガル——1580～1640年スペインに併合された——との砂糖貿易は大打撃を受けた。こうした中でオランダ西インド会社は、砂糖生産地の獲得に乗り出し、1624～25年バイア州を占領した。1630年再びブラジルに侵攻し、ペルナンブコ州の首都レシフェを奪いセファルディームを入植させた。1654年のレシフェ陥落後、セファルディームの多くはアムステルダムに帰還したが、一部はニューアムステルダム（現在のニューヨーク）に定住して、ニューヨークのユダヤ人共同体の原点をつくった<sup>50)</sup>。

レシフェ占領後オランダ政府と西インド会社は、本国以上に有利な経済的特権と宗教的自由、市民権をユダヤ人に保証した。アムステルダムのユダヤ人共同体評議會も、ユダヤ人の海外移住を積極的に推進し、アムステルダムの多くのセファルディームがレシフェに入植した。1649～54年頃のレシフェの人口は、黒人奴隷を含めて約6000人と推定され、ベームによればそのうちユダヤ人は400～600人（ユダヤ人の人口比率は7～10パーセント）を数えた。大部分はアムステルダム出身のセファルディームでボッケストラート街に定住したが、一部にアシュケナジームと占領後ユダヤ教に再改宗したレシフェ在住のコンベルソを含んでいた。レシフェの有力ユダヤ人が主として従事したのは砂糖貿易、黒人奴隷の売買、徴税請負業であり、その他黒人奴隷を使ってサトウキビ・プランテーションを経営する者、オランダ軍向けの衣服・靴の製造に携わる者、医者や弁護士もみられた<sup>51)</sup>。

レシフェでは1637年頃に、二つのユダヤ人会衆が組織された。1648年両者は合同し、

同一の共同体評議会とアスカモトを有することとなった。共同体評議会は五名の有力ユダヤ人から構成され、裁判権や課税権を行使して、共同体自治の中心機関となった。共同体評議会は、信仰と秩序維持にあたった四名のユダヤ人役人と、シナゴグ役人や墓地管理官といった下級役人、教師の任命権を保持した。シナゴグ、学校、墓地も共同体評議会により維持・管理されたし、救貧活動も行われた。共同体維持のための財源は、取り引き税や臨時課税、罰金、寄進などによって賄われた<sup>52)</sup>。レシフェのようなフロンティア都市においても、他地域と同様の共同体が組織され、有力ユダヤ人による寡頭支配が貫徹されたことは注目してよい。

#### 四 むすび

一五世紀末にイベリア半島を追われたセファルディームは、フェズやイスタンブルをはじめとするイスラム諸都市に定住し、イベリア半島起源のタッカノートを基礎に、あるいはイベリア半島のユダヤ人共同体をモデルとして、先住ユダヤ人を同化しながら自治的住民団体を組織ないし再建した。一六世紀以降セファルディーム共同体の中心は、イベリア半島からイスラム世界、とりわけオスマン・トルコに移動したのであった<sup>53)</sup>。その一方でセファルディームは、一七世紀の近代世界システムの結節点アムステルダムや砂糖生産の中心地レシフェにも自治権をもつユダヤ人共同体を樹立した。当時の国際商業語であったポルトガル語やスペイン語に精通したアムステルダムのセファルディームは、親族関係にあったリスボンやセビーリャ——それぞれアジア貿易、アメリカ貿易の拠点都市であった——のコンベルソと提携し、またフェズやイスタンブルのセファルディームと結んで、大西洋と地中海に跨がる国際的商業ネットワークを構築した<sup>54)</sup>。この商業ネットワークを通じて、ヒト、モノ、情報の移動も活発に展開された。一七世紀末アムステルダムのユダヤ人は政治・経済情報を含む最初の新聞を発行していたし、アムステルダムの共同体成員には、モロッコやヴェネツィア、サロニカ出身のラビ、有力商人が加わっていた。アントワープ、ヴェネツィア、フェラーラを経て一六世紀半ばにイスタンブルに定住したポルトガル系有力ユダヤ人家門のナジ家は、金融業、徴税請負、地中海貿易に大きな役割を果たしたばかりか、1556～57年にはコンベルソ処刑に抗議してアンコーナ港のボイコットすら断行している。一七世紀半ばオスマン・トルコのサバタイ・セヴィによるメシア運動も、アムステルダムを含めたセファルディーム共同体に大きな衝撃を与えたのであった<sup>55)</sup>。

一六～一七世紀のセファルディームの国際的ネットワークを制度的に支えたのは、共同体評議会に結集した有力ユダヤ人による寡頭支配を基本とするユダヤ人共同体であった。イベリア半島に限定されたラビ・マヨール制など地域間隔差を含むものの、イベリ

ア半島、フェズ、イスタンブル、アムステルダム、レシフェを問わず、シナゴグを核に自治権をもつ類似の共同体が構築され、全ての成員に信仰の自由とユダヤ人としての政治・経済・社会生活が保証された。こうした類似の共同体構造は、キリスト教世界でもイスラム世界でも、またアメリカ植民地でもマイノリティーであり、絶えず迫害の危険に晒されたユダヤ人にとって不可欠の生命装置であったに違いない。それはまた、近代世界システムの下での政治・経済的要因、親族ネットワーク、言語や習俗といった共通の文化的紐帯と共に、セファルディームの地中海と大西洋岸諸都市への人口移動を促した原因でもあったろう<sup>56)</sup>。時間・空間軸を一七世紀の地中海・大西洋岸都市にまで拡大し、比較共同体構造論を導入した時、中世スペイン・ユダヤ人研究の主要テーマであるユダヤ人追放も新たな視点から捉え直す必要がある。1492年がスペイン・ユダヤ人史の終焉を意味したにしても、その共同体構造は異文化圏に属する地中海・大西洋岸諸都市のユダヤ人共同体に継受されたのである。1492年は単なる断絶ではなく、セファルディームの異文化圏への飛躍の起点でもあった<sup>57)</sup>。比較マイノリティー論は、ともすれば断絶論に陥りがちなスペインのユダヤ人追放を、断絶と連続という二つの相貌の下に捉えること、換言すれば地域や国家の枠に囚われた従来のセファルディーム研究を相対化し、新たな視点からの研究を促すのである。ユダヤ人追放500年にあたる1992年に出版された、ケドゥリー編の『スペインとユダヤ人。1492年及びその後のセファルディームの経験』、メシュラン編の『スペインのユダヤ人。ディアスポラの歴史、1492年～1992年』は、そうした方向性を端的に示している<sup>58)</sup>。

比較史というフィルターを通すことによって、分節化された中世スペイン・ユダヤ人研究は、より広範な時間・空間軸の中に位置づけられ、伝来史料の多義的な「読み」と解釈も可能となる。中世スペイン・ユダヤ人共同体研究の基本史料で、中国産絹織物の規定を含む1432年のバリャドリードのタッカノート第五章（奢侈条例）は、その好例である。反ユダヤ運動が激化する中で共同体防衛のために打ち出された、従って孤立し衰退するユダヤ人共同体の姿を反映したものとしてではなく、一五世紀前半に入ってもスペインのユダヤ人共同体が、国際的商業ネットワークに積極的に参与し続けたことを裏づける史料として、これを解釈する余地も残されている<sup>59)</sup>。この解釈には難点もあるが、中世末期スペイン・ユダヤ人研究の定説を覆す起爆力を孕んでいる。史料の「読み」に支えられた歴史的事象の意味転換は、ユダヤ人研究のみならず、マイノリティーとして彼らを内包したヨーロッパ・キリスト教社会、イスラム社会研究にも波及し、伝統的歴史パラダイムからの脱却＝新たな「全体史」構築の手掛かりを与えるであろう。近年散見され始めた中世スペイン・ユダヤ女性史研究も<sup>60)</sup>、そこから大いに触発されるに違いない。

## 註

- 1) 増田四郎『社会史への道』、日本エディタースクール、1981年、225,239 頁。シーダ・スコチボル (小田中直樹訳)『歴史社会学の構想と戦略』、木鐸社、1995年、31頁。  
キャロル・フィンク (河原温訳)『マルク・ブロック』、平凡社、1994年、337頁。  
福井憲彦『「新しい歴史学」とは何か』、日本エディタースクール、1990年、4頁。
- 2) I. Olábarri Gortázar, El peso de la historiografía española en el conjunto de la historiografía occidental(1945-1989), *Hispania*, vol.50, num.175, pp.421-4 ; V. Vázquez de Prada, La historia económica en España(1940-1989), *Hispania*, vol.50, num.175, pp.478-81.
- 3) C. Almuiña Fernández etc, “Hispania”, Revista de historia(1940-1989). Análisis y evolución de contenidos, *Hispania*, vol.50, num.175, pp.411-2 ; I. Olábarri Gortázar, op. cit., pp.422-8 ; C. Segura Graiño, La historia de las mujeres a través de la revista “Hispania”, *Hispania*, vol.50, num.175, pp.555-6 ; J. Rodríguez Molina, La vida material en Andalucía(siglos XIII-XVI). Estado de la cuestión, *Hispania*, vol.50, num.175, pp.683-700.
- 4) (ed.)C. Segura Graiño, *El trabajo de las mujeres en la edad media hispana*, Madrid, 1988, pp.321-45 ; (ed.)M. A. Ladero Quesada, *La condición de la mujer en la edad media*, Madrid, 1986, pp.7-8 ; F. Díaz-Plaja, *La vida cotidiana en la España medieval*, Madrid, 1995, pp.279-98 ; (ed.)C. del Moral, *Árabes, judías y cristianas*, Granada, 1993, pp.161-72.
- 5) シーダ・スコチボル、前掲書、26-7、31-4 頁。二宮宏之『歴史学再考』、日本エディタースクール、1994年、176、188-91頁。
- 6) シーダ・スコチボル、前掲書、27、34-5、39-46、50頁。二宮宏之、前掲書、201-8頁。
- 7) シーダ・スコチボル、前掲書、39-43 頁。二宮宏之、前掲書、191-3頁。キャロル・フィンク、前掲書、128-35、175頁。
- 8) 二宮宏之、前掲書、244-8 頁。キャロル・フィンク、前掲書、336 頁。福井憲彦、前掲書、4、9-10頁。
- 9) 二宮宏之、前掲書、225、253 頁。フェルナン・ブローデル (福井憲彦他訳)『ブローデル歴史を語る』、新曜社、1987年、335-6 頁。福井憲彦、前掲書、9-10、18-19頁。
- 10) 二宮宏之、前掲書、251-2 頁。キャロル・フィンク、前掲書、340 頁。
- 11) カルロ・ギンズブルグ (杉山光信訳)『チーズとうじ虫』、みすず書房、1984年、4-7、307-8頁。
- 12) 二宮宏之、前掲書、255-67、280 頁。
- 13) 同書、280-1、288、302頁。
- 14) 同書、295-6、305-6頁。ピーター・バーク編 (谷川稔他訳)『ニュー・ヒストリーの現在』、人文書院、1996年、114頁。

- 15) カルロ・ギンズブルグ『チーズとうじ虫』、307-13頁。カルロ・ギンズブルグ（上村忠男訳）『夜の合戦』、みすず書房、1986年、360-1頁。
- 16) ル・ロウ・ラデュリー（渡辺昌美他訳）『モンタイユ』（上）（下）、刀水書房、1990-1年参照。
- 17) ピーター・パーク、前掲書、6-12頁。
- 18) 同書、15-27頁。
- 19) 二宮宏之、前掲書、252、260-1頁。
- 20) J. L. Lacave, *Judíos en España, La vida judía en España*, Madrid, 1992, pp.19-22.
- 21) *Ibid.*, pp.28-31.
- 22) (ed.)J. L. Lacave, *Sefarad, sefarad, la España judía* (以下 SSEJ. と略記), *Barcelona*, 1987, pp.40-5; エリー・ケドゥリー編（関哲行他訳）『スペインのユダヤ人』、平凡社、1995年、51、68-77頁。
- 23) (ed.)J. L. Lacave, SSEJ., pp.49-53; J. Valdeón Baroque, *El ocaso del judaísmo español, Las tres culturas en la Corona de Castilla y los sefardíes*, Salamanca, 1990, pp.144-5.
- 24) (ed.)J. L. Lacave, SSEJ., p.53; L. Suárez Fernández, Madrid, *Judíos españoles en la edad media*, Madrid, 1985, p.272.
- 25) A. Novinsky, *Juifs et nouveau chrétiens du Portugal, Les juifs d'Espagne : Histoire d'une diaspora, 1492-1992*(以下 JEHD. と略記), Paris, 1992, pp.75,81,85,87; Y. Kaplan, *La Jérusalem du Nord : La communauté séfarade d'Amsterdam au XVII<sup>e</sup> siècle*, *JEHD.*, pp.192-4,198.
- 26) J. L. Lacave, *La société juive et l'alhama a l'époque de l'expulsion*(以下 SJAE. と略記), *JEHD.*, p.18; 関 哲行「中世スペインにおける都市共同体とユダヤ人」『歴史学研究』、1992年、638号、71-3頁。
- 27) (trad.)M. Moreno Koch, *La taqqanot de Valladolid de 1432*, Salamanca, 1987, p.41.
- 28) Y. Baer, *A History of the Jews in Christian Spain*, Philadelphia, 1971, vol.1, pp.118-22; J. L. Lacave, *SJAE.*, p.19.
- 29) A. A. Newman, *The Jews in Spain*, New York, 1980, vol.1, pp.55-9; M. Moreno Koch, *op.cit.*, pp.29,41,55-7,67-9; J. L. Lacave, *SJAE.*, pp.15,18.
- 30) A. A. Newman, *op.cit.*, vol.1, pp.79-81,93-4,108-9; M. Moreno Koch, *op.cit.*, pp.23,25
- 31) A. A. Newman, *op.cit.*, vol.1, pp.89-110; M. Moreno Koch, *op.cit.*, pp.71-87.
- 32) 関 哲行、前掲稿、75頁。エリー・ケドゥリー、前掲書、101頁。
- 33) M. J. Pimenta Ferro Tavares, *Los judíos en Portugal*, Madrid, 1992, pp.18,38,43-4.
- 34) *Ibid.*, pp.42-6,95.
- 35) *Ibid.*, pp.42-3,45,47-55.
- 36) *Ibid.*, pp.46,56-9.

- 37) *Ibid.*, pp.42-4,60-2.
- 38) *Ibid.*, pp.52-3.
- 39) J. S. Gerber, *Jewish Society in Fez, 1450-1700*, Leiden, 1980, pp.47-50.
- 40) *Ibid.*, pp.40,55,59-60,97.
- 41) *Ibid.*, pp.86-106,152,159-73 ; H. Zafrani, Les communautés juives d'origine ibérique au Maroc depuis 1492 jusqu'à nos jours, *JEHD.*, p.531.
- 42) J. S. Gerber, *op.cit.*, pp.55-6,66,77,82,107-8,187-93,196.
- 43) *Ibid.*, pp.50-1,55,64,66,78,82-3 ; H. Zafrani, *op.cit.*, pp.529-30.
- 44) G. Veinstein, L'Empire ottoman depuis 1492 jusqu'à la fin du XIX<sup>e</sup> siècle, *JEHD.*, pp.361-7,373-9 ; A. Rodrigue, The Sephardim in the Ottoman Empire, *Spain and the Jews : The Sephardi Experience 1492 and After* (以下 SJSEA. と略記), London, 1992, pp.164-6.
- 45) G. Veinstein, *op.cit.*, pp.367-8,371-2,377 ; A. Rodrigue, *op.cit.*, p.166.
- 46) G. Veinstein, *op.cit.*, pp.368,370-1 ; A. Rodrigue, *op.cit.*, p.167.
- 47) Y. Kaplan, *op.cit.*, pp.192-3,200 ; J. Israel, The Sephardim in the Netherland, *SJSEA.*, pp.193-4.
- 48) Y. Kaplan, *op.cit.*, 196-9 ; J. Israel, *op.cit.*, pp.194-5,199-200,204-5 ; 金七紀男、「近世アムステルダムの新キリスト教徒」『「ヨーロッパ」概念の再検討』、東京外国語大学、1996年、64-8頁。
- 49) Y. Kaplan, *op.cit.*, pp.194-202 ; J. Israel, *op.cit.*, pp.198-202.
- 50) G. Böhm, *Los sefardíes en los dominios holandeses de América del Sur y del Caribe, 1630-1750*, Frankfurt, 1992, pp.11-2,17-21,93,97,99 ; J. Israel, *op.cit.*, p.201 ; A. Novinsky, Nouveaux chrétiens et juifs séfarades au Brésil, *JEHD.*, pp.655-60
- 51) G. Böhm, *op.cit.*, pp.13,41,61-2,67-9,71-85 ; J. Israel, *op.cit.*, p.202-3 ; A. Novinsky, Nouveaux chrétiens et juifs séfarades au Brésil, pp.658-9,661.
- 52) G. Böhm, *op.cit.*, pp.58-61.
- 53) E. Benbassa etc, *Juifs des Balkans, espaces judéo-ibériques XIV<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> siècles*, Paris, 1993, p.71.
- 54) A. Novinsky, Nouveaux chrétiens et juifs séfarades au Brésil, pp.657-8 ; 金七紀男、前掲稿、68頁。
- 55) J. Israel, *op.cit.*, p.198 ; Y. Kaplan, *op.cit.*, p.207 ; G. Veinstein, *op.cit.*, pp.375-6 ; A. Rodrigue, *op.cit.*, p.167 ; J. Israel, *op.cit.*, p.206.
- 56) G. Böhm, *op.cit.*, p.12 参照。
- 57) J. Israel, *op.cit.*, pp.189-91 ; エリー・ケドゥリー、前掲書、32 頁。
- 58) (ed.)E. Kedourie, *Spain and the Jews : The Sephardi Experience 1492 and After*, London,1992 ; (ed.)H. Méchoulan, *Les juifs d'Espagne ; Histoire d'une diaspora, 1492-*



1992, Paris, 1992.

59) エリー・ケドゥリー、前掲書、99-108頁。

60) 中世スペイン・ユダヤ女性史研究としては、E. Cantera Montenegro, *Actividades socio-profesionales de la mujer judía en los reinos hispanocristianos de la baja edad media*, *El trabajo de las mujeres en la edad media hispana*, pp.321-45; A. Blasco Martínez, *Actividad laboral de una comunidad urbana del siglo XIV: La aljama de judíos de Zaragoza*, *Les sociétés urbaines en France méridionale et en Péninsule Ibérique au moyen âge*, Paris, 1991, pp.435-57 などがある。